

福島県産業廃棄物処理指導要綱

平成 24 年 1 2 月

福島県生活環境部

環境保全総室産業廃棄物課

福島県産業廃棄物処理指導要綱

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 事業者及び処理業者の処理（第6条・第7条）

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議（第8条－第13条）

第4章 届出及び申請（第14条－第19条）

第5章 産業廃棄物処理施設等の維持管理（第20条・第21条）

第6章 不法投棄等の対策（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）、福島県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年福島県規則第6号。以下「施行細則」という。）、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成15年福島県条例第17号。以下「条例」という。）及び福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成16年福島県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、産業廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 処理 収集、運搬又は処分をいう。
- (4) 処分 中間処理又は最終処分をいう。
- (5) 中間処理 最終処分又は再生利用に先立って行われる人為的な操作をいう。

- (6) 最終処分 埋立て又は海洋投入をいう。
- (7) 事業者 産業廃棄物を排出する事業者（福島県の区域（郡山市及びいわき市の区域を除く。以下同じ。）内の処理業者に委託して処分を行う福島県外の者（以下「県外事業者」という。）並びに福島県の区域内の処理業者に委託して処分を行う郡山市及びいわき市の者を含む。）をいう。
- (8) 収集・運搬業者 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うため、法第14条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の4第1項又は法第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (9) 中間処理業者 産業廃棄物の中間処理を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (10) 最終処分業者 産業廃棄物の最終処分を業として行うため、法第14条第6項、法第14条の2第1項、法第14条の4第6項又は法第14条の5第1項の規定による許可を受けた者をいう。
- (11) 処理業者 収集・運搬業者又は処分業者をいう。
- (12) 処分業者 中間処理業者又は最終処分業者をいう。
- (13) 削除
- (14) 特定産業廃棄物 産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（シュレッターダスト及び液状の廃プラスチック類に限る。）、鉍、さい若しくはばいじん又はこれらの産業廃棄物の最終処分をするために中間処理をしたものをいう。
- (15) 有害物質 アルキル水銀化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、有機りん化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン並びにセレン及びその化合物をいう。
- (16) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する施設をいう。
- (17) 中間処理施設 政令第7条第1号から第13号の2までに規定する施設その他産業廃

棄物の中間処理を行う施設をいう。

(18) 最終処分場 政令第7条第14号に規定する施設をいう。

(19) 産業廃棄物指定処理施設 条例第32条第1項に規定する施設をいう。

(県の責務)

第3条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者及び処理業者を指導し、監督するとともに、処理業者の団体の健全な育成及び指導に努めるものとする。

2 県は、県内における産業廃棄物の発生量、処理状況等を定期的に調査し、その適正な処理が行われるよう努めるものとする。

3 県は、市町村と密接な連携を図り、その協力を得て、産業廃棄物の不法投棄等を防止するための監視及び指導に努めるとともに、産業廃棄物に関する苦情及び不法投棄等の事件の適切な対応に努めるものとする。

(市町村との協力)

第4条 県は、産業廃棄物に関する調査その他の事業を実施するに当たっては、市町村に協力を求めるものとする。

(事業者及び処理業者の責務)

第5条 事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理を行う場合 には、法、政令、省令、最終処分基準省令、施行細則、条例及び規則の規定によるほか、この要綱の規定を遵守するものとする。

第2章 事業者及び処理業者の処理

(事業者の産業廃棄物処理)

第6条 事業者は、その産業廃棄物が処理されるまでの間、省令第8条又は省令第8条の13に規定する保管基準によるほか、産業廃棄物の種類ごとに区分して保管するものとする。

2 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託して行う場合には、当該産業廃棄物を入れた容器等に次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 事業場の名称、所在地及び電話番号

(2) 産業廃棄物の種類、数量、性状及び主成分

(3) 産業廃棄物の発生年月

(4) 産業廃棄物の取扱上の注意事項等

3 事業者は、産業廃棄物の性状、組成等をあらかじめ調査の上把握しておくものとする。

この場合において、特定産業廃棄物については、別表第1の左欄に掲げる産業廃棄物の種類ごとに同表の右欄に掲げる分析試験を別表第2に定める分析試験の方法により、当該特定産業廃棄物の発生源別に行うものとする。ただし、県が当該分析試験を行う必要がないと認めた特定産業廃棄物にあつては、この限りでない。

4 前項に規定する分析試験は、次により実施するものとし、当該分析試験の試験結果成績書は、5年間保存するものとする。

(1) 同一の製造又は加工の工程であつて、同一の原料を使用し、かつ、同質の産業廃棄物を反復継続して排出する場合は、年1回以上

(2) 製造若しくは加工の工程又は使用原料を変更した場合は、当該変更の都度

(3) 前2号に規定する場合以外の場合は、産業廃棄物を排出する都度

5 事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、政令第6条の2又は政令第6条の6に規定する基準のほか次によるものとする。

(1) 委託しようとする処理業者にあらかじめ省令第10条の2、省令第10条の6、省令第10条の14又は省令第10条の18の規定により交付された許可証（以下「許可証」という。）の提示を求めてその事業の範囲を確認するとともに、当該処理業者が設置している産業廃棄物の処理施設の現況等について実地に調査を行い、処理を委託しようとする産業廃棄物が遅滞なくかつ適正に処分できる状態であることを確認した上で、書面により委託契約を締結すること。

(2) 産業廃棄物の収集及び運搬を処理業者に委託した場合は、搬出の都度当該処理業者の運搬車両であることを確認するとともに、適正な処理に必要な指示を行うこと。

(3) 産業廃棄物の処理を委託した後において、その処理が適正に行われるように当該処理業者の処理の状況を実地調査により確認し、その処理が適当でないと認めた場合は、当該処理業者に対し適正な処理を行うように指示すること。

(4) 委託料金は、収集及び運搬の料金と処分の料金をそれぞれの処理業者に別個に支払うこと。

（処理業者の産業廃棄物処理）

第7条 処理業者は、事業者から、あらかじめ、産業廃棄物の処理を受託する場合は、当該産業廃棄物の種類、性状等を記載した書面（特別管理産業廃棄物の処理を受託する場合は、政令第6条の6第1号に規定する文書）及び前条第4項の分析試験の試験結果成績書の提出を求め、当該産業廃棄物が法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の2第

1 項、法第14条の4第1項若しくは第6項又は法第14条の5第1項の規定により自らを受けている産業廃棄物処理業の許可の事業範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議

(事業計画書の提出等)

第8条 次に掲げる産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物指定処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（法又は条例の規定により許可を要するものに限る。以下同じ。）をしようとする者（以下「設置等予定者」という。）は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書（様式第1号。以下「事業計画書」という。）を必要部数作成し、当該施設の区域を所轄する地方振興局長に提出するものとする。ただし、法第15条第1項若しくは条例第32条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る法第15条の2第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準若しくは条例第33条第1項第1号の規則で定める技術上の基準（以下この条において「構造基準等」という。）が改正された場合において、当該構造基準等に適合するように当該産業廃棄物処理施設等の構造若しくは規模の変更をしようとするとき、又は国、県、市町村（以下「国等」という。）若しくは国等から産業廃棄物処理施設等の設置の委託を受けた者が、災害の復旧のため緊急に設置する必要があると知事が認める産業廃棄物処理施設等を設置し、若しくは構造若しくは規模の変更をしようとするときは、この限りでない。

- (1) 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する中間処理施設又は事業者が設置する最終処分場
 - (2) 処分業者又は産業廃棄物の処分を業として行おうとする者が設置する中間処理施設又は最終処分場
- 2 事業計画書には、別表第3に掲げる書類等を添付するものとする。
- 3 設置予定者は、事業計画書に係る産業廃棄物処理施設等の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画の立案に当たっては、法令、条例及び規則に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」を遵守するものとする。
- 4 事業計画書の提出を受けた地方振興局長は、その旨を福島県生活環境部環境保全総室産業廃棄物課長（以下「産業廃棄物課長」という。）を経由して知事に当該事業計画書の写しを添えて報告するとともに、当該事業計画に係る施設の設置等予定地の市町村の

長（市町村の境界付近に当該施設の設置等を予定する場合は、当該施設付近の境界に隣接する市町村の長を含む。）に当該事業計画書を送付し、当該事業計画と土地利用計画との整合性、周辺環境への影響の有無、地元住民等との調整状況及び関係法令等との整合性について、様式第2号により当該市町村の意見を求めるとともに、当該事業計画書の概要を広報誌等により住民に周知するよう依頼するものとする。この場合において、市町村の長は、様式第3号により地方振興局長に回答するものとする。

5 知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
- (3) 産業廃棄物処理施設等の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

6 地方振興局長は、第4項に規定する市町村の意見を踏まえて、関係する他の行政機関の長に当該事業計画書を送付し、当該事業計画と土地利用計画との整合性及び関係法令等による規制状況について、当該行政機関の意見を求めるものとする。

7 地方振興局長は、必要に応じて産業廃棄物処理施設等の設置等予定地の調査を実施し、市町村の意見及び関係する他の行政機関の意見を踏まえて当該事業計画の内容を審査し、当該産業廃棄物処理施設等の設置又はその構造若しくは規模の変更に当たって必要な事項について設置等予定者に通知するとともに、産業廃棄物課長、第4項の規定により意見を求めた市町村の長及び前項の規定により意見を求めた行政機関の長に当該通知の内容を報告するものとする。

8 設置等予定者は、前項の規定により必要な事項についての通知を受けたときは、当該事項に対する必要な措置を講じるための地元住民、関係市町村及び関係行政機関等との調整、協議等（以下「調整等」という。）を自らの責任において行うとともに、調整等が終了したときは、その結果について所轄の地方振興局長に報告するものとする。

9 地方振興局長は、第7項の規定による通知をしてから3年以内に調整等が終了していない事業計画については、設置等予定者が当該計画を廃止したものとみなし、その事業計画書を返戻するものとする。

（環境影響調査の実施）

第9条 地方振興局長は、前条第8項の規定により調整等の結果の報告を受けた場合には、その内容を審査し、審査の結果支障がなければ、環境影響調査（環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は福島県環境影響評価条例（平成10年福島県条例第64号）に規定する対象事業（以下「環境影響評価対象事業」という。）にあっては、同法又は同条例に規定する環境影響評価）の実施について設置等予定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた設置等予定者は、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」に基づき産業廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の環境に及ぼす影響について必要な調査を行い、調査の結果等を記載した書類（以下「環境影響調査書」という。）を作成するものとする。

ただし、第10条の2第3項に規定する環境影響評価書を作成する者については、この限りでない。

（事前協議書の提出等）

第10条 環境影響評価対象事業以外の事業に係る設置等予定者は、産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書（様式第4号。以下「事前協議書」という。）に前条第2項に規定する環境影響調査書を添えて、所轄の地方振興局長へ提出し、協議するものとする。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、事業計画書の提出を要しない者にあつては、この限りでない。

2 事前協議書には、別表第4に掲げる書類等を添付するものとする。

3 設置等予定者は、事前協議書に係る産業廃棄物処理施設等の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画の立案に当たっては、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

4 地方振興局長は、事前協議書の受付に当たっては、あらかじめ、前項の各基準に対する適合性及び設置等予定者に係る従来からの廃棄物の処理に関する改善命令、改善勧告等の履行状況を調査し、明らかに不相当と認められる設置等予定者の事前協議書は、これを受け付けないものとする。

5 地方振興局長は、事前協議書を受け付けた場合は、産業廃棄物課長を経由して知事に、当該事前協議書の写しを添えてその旨報告するとともに、必要に応じて協議するものとする。

6 知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を公告

するものとする。

- (1) 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
- (3) 産業廃棄物処理施設等の種類
- (4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

7 第1項の事前協議書を受け付けた地方振興局長は、当該事前協議書に係る施設の設置等予定地の市町村の長（市町村の境界付近に当該施設の設置等を予定する場合は、当該施設付近の境界に隣接する市町村の長を含む。）に対し、当該事前協議書の概要を広報誌等により住民に周知するよう依頼するものとする。

（環境影響評価対象事業に係る事前協議書の提出等）

第10条の2 環境影響評価対象事業に係る設置等予定者は、環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例の規定により環境影響評価準備書を縦覧に供するまでに、所轄の地方振興局長と協議のうえ、当該事業に係る産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の計画を立案するものとする。

2 地方振興局長は、前項の計画立案に対して、法令に定める基準のほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」、「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」及び「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」に基づき必要な事項を指導するものとする。

3 環境影響評価対象事業に係る設置等予定者は、事前協議書に環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に規定する環境影響評価書を添えて、所轄の地方振興局長へ提出し、協議するものとする。

4 前条第2項から第7項までの規定は、前項の協議について準用する。

（連絡調整会議の設置）

第11条 地方振興局長は、第10条第1項及び前条第3項の規定により事前協議書を提出した設置等予定者に適切な指導を行うため、管内の関係行政機関からなる産業廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡調整会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（連絡調整会議による調整）

第12条 地方振興局長は、必要に応じ連絡調整会議を開催し、当該連絡調整会議において、

事前協議書の内容につき関係法令等に基づく手続きを把握し、調整するものとする。

(事前協議終了の通知等)

第13条 地方振興局長は、連絡調整会議における調整の結果を踏まえ事前協議書の内容に支障がないと認めた場合は、設置等予定者に対して、その旨を通知するものとする。

2 地方振興局長は、受け付けられてから2年以内に前項の規定による通知がされていない事前協議書については、設置等予定者が当該事前協議に係る計画を廃止したものとみなして、これを返戻するものとする。

第4章 届出及び申請

(土木建築工事の届出)

第14条 産業廃棄物の発生量が100立方メートル以上見込まれる土木工事又は建築物の除却を伴う建築工事であって当該工事に係る部分の床面積の合計（同一敷地内で当該工事が行われる場合は、同一敷地内の当該工事に係る部分の床面積の合計）が1,000平方メートル以上のものの請負者は、産業廃棄物が工事により発生する日の10日前までに、土木建築工事実施（変更）届出書（様式第5号）により、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、当該土木工事又は建築工事の区域を所轄する地方振興局長に届け出るものとする。

2 前項の規定による届出の対象外の工事であって、当該工事中に同項の規定による届出の対象となり、又は対象となることが見込まれるものの請負者は、直ちに土木建築工事実施（変更）届出書により、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、所轄の地方振興局長に届け出るものとする。

3 前2項の規定による届出をした者は、当該届出事項のうち産業廃棄物の処理をする場所、処理内容、処理を行う者等の変更をする場合は、第1項の規定に準じてその旨を所轄の地方振興局長に届け出るものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置等の許可の申請等)

第15条 産業廃棄物処理施設であって、第8条第1項各号に掲げるものを設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者は、第13条第1項の規定による通知を受けた後に法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定による当該産業廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の許可の申請を行うものとする。

2 地方振興局長は、法第15条第1項又は法第15条の2の6第1項の規定に基づき許可をしたときは、その旨をその産業廃棄物処理施設の設置等予定地の市町村の長（市町村の

境界付近に当該施設の設置等を予定する場合は、当該施設付近の境界に隣接する市町村の長を含む。)に通知するものとする。

(産業廃棄物指定処理施設の設置等の許可の申請等)

第16条 産業廃棄物指定処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、第13条第1項の規定による通知を受けた後に条例第32条第1項又は条例第36条第1項の規定による当該産業廃棄物指定処理施設の設置又は構造若しくは規模の変更の許可の申請を行うものとする。

2 地方振興局長は、条例第32条第1項又は条例第36条第1項の規定に基づき許可をしたときは、その旨をその産業廃棄物指定処理施設の設置等予定地の市町村の長(市町村の境界付近に当該施設の設置等を予定する場合は、当該施設付近の境界に隣接する市町村の長を含む。)に通知するものとする。

(最終処分場に係る報告及び検査)

第17条 次に掲げる者は、その最終処分場の埋立法面の造成工事を終了した場合は、その終了した日から10日以内に産業廃棄物最終処分場埋立法面造成工事終了報告書(様式第6号)を所轄の地方振興局長に提出しなければならない。

政令第7条第14号に規定する最終処分場について、法第15条第1項の規定による設置の許可又は法第15条の2の6第1項の規定による構造若しくは規模の変更の許可を受けた者

2 地方振興局長は、前項に規定する報告書が提出された場合は、原則として確認検査を実施するものとする。

(廃止の確認申請等)

第18条 法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による最終処分場の廃止の確認を受けるため提出する省令第12条の11の2の申請書には、次に掲げる事項について遵守する旨を記載した最終処分場の跡地所有者の誓約書を添付するものとする。

- (1) 産業廃棄物の埋立期間、埋め立てられた産業廃棄物の種類及び種類ごとの産業廃棄物の埋立量の記録を、当分の間保存すること。
- (2) 吹付けアスベスト、アスベスト保温材料等の飛散性アスベストを含む産業廃棄物が埋め立てられた場合は、事業者、埋立時期、埋立方法、埋立量、埋立場所を示す平面配置図及び断面図、最終処分場の管理者並びに法第21条第1項に規定する産業廃棄物

処理施設に係る技術管理者（以下「技術管理者」という。）を記載したアスベスト廃棄物の管理記録を永久に保存すること。

- (3) 跡地利用に際しては、産業廃棄物を掘り起こして悪臭、水質汚濁、大気汚染等を生じさせたり、基礎杭の打設等によりしゃ水工を破壊し地下水汚染を生じさせたりしないよう注意すること。
- (4) 土地の権利移動の際には、新たな権利者へ第1号又は第2号に規定する記録等を引き継ぐこと。

（事故時の措置）

第19条 事業者又は処理業者は、産業廃棄物の処理施設、保管施設その他これらの関連施設において、故障、破損その他の理由により事故が発生した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに所轄の地方振興局長に通報し、事故の状況、応急措置の方法等について、産業廃棄物処理施設等事故発生報告書（様式第7号）を速やかに当該地方振興局長に提出するものとする。

2 前項の場合において、地方振興局長が事故の拡大又は再発防止のために必要な措置を採るべきことを指示したときは、事業者及び処理業者はこれに従うものとする。

3 事業者及び処理業者は、事故の復旧工事が完了した場合は、産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書（様式第8号）を、速やかに所轄の地方振興局長に提出するものとする。

第5章 産業廃棄物処理施設等の維持管理

（産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する基準の遵守）

第20条 産業廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物指定処理施設の設置者は、当該処理施設の維持管理に当たっては、省令第12条の6及び省令第12条の7、最終処分基準省令又は規則第37条に規定する維持管理の技術上の基準によるほか、別に定める「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守するものとする。

（旧型最終処分場の管理）

第21条 旧型最終処分場（政令第7条第14号に規定する最終処分場であって昭和52年3月15日前に設置されたものをいう。）の管理者は、当該旧型最終処分場からの浸出水等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合は、最終処分基準省令第2条第1項第2号から第4号までに規定する基準に準じて構造を改善するほか、同条第2項に規定する基準に準じて維持管理を行うものとする。

第6章 不法投棄等の対策

(不法投棄等の事件の処理)

第22条 地方振興局長は、産業廃棄物の不法投棄等の事件が発生した場合は、当該事件が発生した場所の市町村の長及び関係機関の長に連絡し、当該事件の解決に協力を求めるとともに、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 不法投棄物等の実態及び周辺的生活環境へ与える影響の程度を調査するとともに、不法投棄者等及び事業者の発見に当たること。
- (2) 当該事件が発生した場所の市町村の長の協力を得て、不法投棄等の場所の地番並びに土地の所有者及び管理者を確認し、不法投棄等が継続拡大することのないように監視及び指導を行うこと。
- (3) 当該事件の不法投棄者等及び事業者が判明した場合は、その不法投棄者等及び事業者に対して、遅滞なく不法投棄物等の回収及び不法投棄等の場所の原状回復を行うよう指示するとともに、その実施状況について指導し、及び監督すること。
- (4) 当該事件の不法投棄者等及び事業者が判明しない場合であって、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該事件に係る土地の管理者に対して、不法投棄物等の撤去及び不法投棄等の場所の原状回復を行うよう要請すること。
- (5) 前2号の規定により原状回復が行われた場合は、当該原状回復後の状態が生活環境の保全上支障がないかどうかを確認すること。

2 市町村の長は、当該市町村の区域内において産業廃棄物の不法投棄等の事件の発生を知った場合は、直ちに所轄の地方振興局長、警察署長等に通報するとともに、次に掲げる措置を採るものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の規定により地方振興局長が採る措置に協力すること。
- (2) 不法投棄等の場所及びその周辺的生活環境の汚染等について、関係機関等が行う調査に協力すること。
- (3) 司法機関からの要請に基づく現場検証に協力すること。
- (4) 不法投棄物等の回収又は撤去及び原状回復の作業には、地方振興局長が採る措置に協力して立ち会うこと。

3 事業者は、処理業者によってその処理を委託した産業廃棄物について不法投棄等をされた場合は、当該処理業者と連帯して、当該不法投棄物等の回収及び不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。

- 4 処理業者は、事業者から受託した産業廃棄物の運搬を他の処理業者へ委託した場合において、再委託を受けた処理業者が当該産業廃棄物の不法投棄等をしたときは、当該再委託を受けた処理業者及び事業者と連帯して、当該不法投棄物等の回収及び不法投棄等の場所の原状回復に努めるものとする。

(不法投棄監視員)

第23条 県は、県の区域内の産業廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、不法投棄監視員を置くものとする。

- 2 不法投棄監視員の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 市町村は、その区域内における廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、不法投棄監視員を置くことに努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項から第6項まで及び第7項第4号、第7条第1項（分析試験の試験結果成績書に係る部分に限る。）、第3項及び第4項、第8条、第9条第1項後段、第3章、第4章、第17条から第23条まで、第25条並びに第26条の規定は同年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第12条第4項の規定に基づき特定保健所長からの通知を受けている同条第1項の設置予定者の提出した同項の事業計画書については、新要綱第12条第7項の規定は、この要綱の施行の日から3年間は適用しない。
- 4 この要綱の施行の際現に作成されている旧要綱に定める様式の内紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第9条の改正規定は、平成10年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」と

いう。)の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

- 3 旧要綱第9条第2項の規定は、平成10年12月1日前に使用された同条第1項に規定する積荷目録の保存については、なおその効力を有する。
- 4 この要綱の施行の際現に指定処理施設として届出のなされている最終処分場については、なお従前の例による。
- 5 この要綱の施行の際現に作成されている旧要綱に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第12条の2の改正規定（同条第1項中「前条第7項」を「前条第8項」に改める部分を除く。）及び第13条第1項の改正規定は、平成11年6月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱の相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第12条第1項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設設置等事業計画書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき提出されている届出書、旧要綱第12条第2項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に添付される書類等又は旧要綱第13条第2項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書に添付される書類等については、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定に基づいて提出された届出書、新要綱第12条第2項の規定に基づいて提出された産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に添付される書類等又は新要綱第13条第2項の規定に基づいて提出された産業廃棄物処理施設設置（変更）事前協議書に添付される書類等とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱第12条第2項の規定に基づき添付された書類については、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱第12条第2項の規定に基づいて添付された書類とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設設置等事業計画書等は、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱第8条第1項又は第10条第1項の規定に基づいて提出された産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書等とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条第2項（ただし書きを除く）、第10条第5項及び第18条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県産業廃棄物処理指導要綱第10条第1項の規定に基づき提出されている産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書は、改正後の福島県産業廃棄物処理指導要綱第10条第1項又は第10条の2第3項の規定に基づいて提出された産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

産業廃棄物の種類別分析試験

産業廃棄物の種類	分 析 試 験
汚泥及び廃プラスチック類 (シュレッダーダストに限る。)	p H、含水率、有害物質の溶出試験及び油分の含有試験
廃酸及び廃アルカリ	p H並びに有害物質、油分及びフェノール類の含有試験
燃え殻、鉱さい、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したもの	有害物質の溶出試験並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令 (平成 11 年政令第 433 号) 別表第 1 第 5 号に掲げる廃棄物焼却炉 (産業廃棄物焼却炉に限る。) から生ずる燃え殻、ばいじん及び当該焼却炉による産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥 (廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。) にあっては、ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法 (平成 11 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項各号に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。) の含有試験
廃油	有害物質 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2,-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼン (以下「揮発性物質」という。) に限る。) の含有試験
液状の廃プラスチック類	有害物質の含有試験

別表第 2 (第 6 条関係)

分 析 試 験		試 験 方 法
pH	汚泥及び廃プラスチック類（シュレッターダストに限る。）	試料10W / V %液を検液とし日本工業規格 K 0102-12に定める方法
	廃酸及び廃アルカリ	日本工業規格 K 0102-12に定める方法
有害物質の溶出試験		産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号。以下「告示第13号」という。）
有害物質（揮発性物質を除く。）の含有試験		告示第13号に定める方法
有害物質（揮発性物質に限る。）の含有試験		日本工業規格 K 0125-5に定める方法
含水率		告示第13号に定める方法
油分の含有試験		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法（昭和51年環境庁告示第3号）
フェノール類の含有試験		日本工業規格 K 0102-28.1に定める方法
ダイオキシン類の含有試験		特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年厚生省告示第192号）

別表第3（第8条関係）

産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に係る添付書類

- 1 設置等予定者が、個人の場合にはその住民票の写し（提出日前3月以内に発行されたものであって本籍地の記載のあるものに限るものとし、外国人にあっては外国人登録証明書の写しとする。以下同じ。）、法人の場合には定款又は寄付行為及び登記簿の謄本（提出日前3月以内に発行されたものであること。以下同じ。）
- 2 施設設置等予定地の位置図（国土地理院発行の縮尺25,000分の1の地形図）
- 3 施設設置等予定地の付近の見取図（施設の位置、処理水等の放流先、搬入道路及び周辺居住者等の状況を記載すること。）
- 4 施設設置等予定地の登記簿の謄本及び当該土地の公図の写し（予定地及び隣接地の所有者、地目、地番及び面積を記載すること。）
- 5 施設設置等予定地及びその周辺の現況写真（撮影位置及び方向を示す地図を添付すること。）
- 6 中間処理施設にあっては、処理工程図及び仕様書
- 7 最終処分場にあつては、平面図及び縦横断面図
- 8 公害防止施設の処理工程図及び仕様書
- 9 計画地周辺の居住者一覧表
- 10 施設設置等予定地の所有権を有しない場合は、当該土地の所有者の同意書等（同意書、またはこれに類する書類。以下同じ。）の写し
- 11 同意に関する書類
 - (1) 施設設置等予定地に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し
 - (2) 施設設置等予定地に隣接する土地の登記簿の謄本
 - (3) 施設設置等予定地周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
 - (4) 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
 - (5) 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し
 - (6) 地区代表者の同意書等の写し
 - (7) 関係市町村長との協定書の写し
- 12 施設設置等に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 13 焼却施設又は最終処分場にあつては、次の書類
 - (1) 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - ア 事業経歴書
 - イ 履歴書（法人にあっては、役員全員）
 - ウ 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
 - (2) 設置等予定者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (3) 設置等予定者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (4) 設置等予定者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員

の住民票の写し及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。）

- (5) 設置等予定者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書
- (6) 設置等予定者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者の場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- (7) 設置等予定者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
- (8) 設置等予定者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- (9) 法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類
- (10) ダイオキシン類に係る環境基準の確保に関する書類
 - ア 施設の周辺の大気環境又は施設からの放流水が流入する公共用水域に含まれるダイオキシン類の量について調査した結果を記載した書類
 - イ ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づく環境基準の確保が困難にならないことを記載した書類
- 14 他法令による規制の状況を記載した書類
- 15 施設の変更計画の場合にあっては、変更事項の対比表

別表第4（第10条関係）

1 中間処理施設の設置に係る添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設等設置許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等
 - (1) 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ア 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
 - (ア) 中間処理施設の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
 - (イ) 事務所の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
 - (ウ) 設置予定場所の敷地内での施設の配置図
 - イ 産業廃棄物処理施設等の処理方式を記載した書類
 - ウ 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備に関する次の図面等
 - (ア) 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - (イ) 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。）防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - (ウ) 保管施設の面積及び容量の計算書
 - (エ) 保管施設の平面図、立面図及び構造図
 - エ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
 - オ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
 - カ その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項に関する次の図面
 - (ア) 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - (イ) 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る書類等
 - ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - イ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - ウ その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項に関する次の書類等
 - (ア) 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの
騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度
 - (イ) 操業期間中の維持管理計画で次の事項を記載したもの
各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
 - (ウ) 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画
 - (エ) 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
 - (3) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類等
事業の概要、産業廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの
- 2 中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (1) 中間処理施設の設計計算書及び仕様書
 - (2) 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図

- (3) 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法
- (4) 類似施設における試験検査成績書の写し
- (5) 降雪及び凍結の対策
- (6) 中間処理施設（関連施設を含む。）を設置する土地（以下「処理場」という。）の面積計算書
- (7) 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）
- (8) 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
- (9) 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図
- (10) 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- 3 中間処理施設の処理工程図
- 4 中間処理施設の付近の見取図
- 5 中間処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (1) 事業経歴書
 - (2) 履歴書（法人にあっては、役員全員）
 - (3) 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
- 6 中間処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書
- 11 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- 12 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
- 14 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- 15 法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類
- 16 中間処理施設の用地に関する書類等
 - (1) 処理場及び搬入道路を設ける場合にあっては、当該土地（以下「搬入道路用地」という。）の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - (2) 処理場及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（処理場の境界を示すこと。）
 - (3) 処理場及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類

17 同意に関する書類

- (1) 処理場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し
- (2) 処理場に隣接する土地の登記簿の謄本
- (3) 処理場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
- (4) 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
- (5) 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し
- (6) 地区代表者の同意書等の写し
- (7) 関係市町村長との協定書の写し

18 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し

2 中間処理施設の変更に係る添付書類

1 産業廃棄物処理施設等変更許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等

- (1) 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ア 産業廃棄物処理施設等の位置に関する次の図面
 - (ア) 中間処理施設の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
 - (イ) 事務所の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
 - (ウ) 設置予定場所の敷地内での施設の配置図
 - イ 産業廃棄物処理施設等の処理方式を記載した書類
 - ウ 産業廃棄物処理施設等の構造及び設備に関する次の図面等
 - (ア) 中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - (イ) 公害防止施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び配置図
 - (ウ) 保管施設の面積及び容量の計算書
 - (エ) 保管施設の平面図、立面図及び構造図
 - エ 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
 - オ 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
 - カ その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項に関する次の図面
 - (ア) 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - (イ) 管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
- (2) 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る書類等
 - ア 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - イ 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する次の書類等
 - (ア) 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの

騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各
対策並びにその点検項目及び点検頻度

- (イ) 操業期間中の維持管理計画で次の事項を記載したもの
各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
- (ウ) 産業廃棄物、地下水、浸出水原水、放流水及び公共用水域の監視計画
- (エ) 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

エ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類

事業の概要、産業廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び
時間等並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの

2 変更後の中間処理施設の構造を明らかにする設計計算書

- (1) 中間処理施設の設計計算書及び仕様書
- (2) 公害防止施設の設計計算書、仕様書及び処理工程図
- (3) 中間処理後の残さの性状を示す書類及びその処理方法
- (4) 類似施設における試験検査成績書の写し
- (5) 降雪及び凍結の対策
- (6) 処理場の面積計算書
- (7) 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）
- (8) 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
- (9) 汚水処理施設の設計計算書及び処理工程図
- (10) 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析
を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能
を有することを証する書類

3 省令第11条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に
関する計画を記載した書類

4 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

5 変更後の中間処理施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類

- (1) 事業経歴書
- (2) 履歴書（法人にあっては、役員全員）
- (3) 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資
格を証する書類

6 変更後の中間処理施設の維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに
事故時の保障対策を記載した書類

7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益
計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付
すべき額及び納付済額を証する書類

9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書

11 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定
代理人の住民票の写し及び登記事項証明書

12 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票
の写し及び登記事項証明書

13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有

- する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
- 14 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
 - 15 法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類
 - 16 中間処理施設の用地に関する書類等
 - (1) 処理場及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - (2) 処理場及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（処理場の境界を示すこと。）
 - (3) 処理場及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類
 - 17 同意に関する書類
 - (1) 処理場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し
 - (2) 処理場に隣接する土地の登記簿の謄本
 - (3) 処理場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
 - (4) 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
 - (5) 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し
 - (6) 地区代表者の同意書等の写し
 - (7) 関係市町村長との協定書の写し
 - 18 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
 - 19 変更事項対比表

3 最終処分場の設置に係る添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設設置許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る書類等
 - (1) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る書類等
 - ア 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
 - (ア) 最終処分場の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
 - (イ) 事務所の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
 - (ウ) 設置予定場所の敷地内での最終処分場の配置図
 - イ 産業廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類
 - ウ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面
 - (ア) 最終処分場の構造を明らかにする平面図、縦横断面図及び構造図
 - (イ) 浸出液調整槽及び浸出液処理施設の平面図、断面図、構造図及び配置図
 - (ウ) 浸出液集排水施設及びガス抜き施設の構造図
 - (エ) 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
 - (オ) 求積図及び切土盛土図

- エ 処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
 - オ 設計計算上達成することができる放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
 - カ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面
管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
 - (2) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等
 - ア 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
 - イ 放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
 - ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に関する次の書類等
 - (ア) 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの
騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度
 - (イ) 埋立期間中及び埋立終了後の維持管理計画で次の事項を記載したもの
各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
 - (ウ) 産業廃棄物、地下水、浸出液原水、放流水及び公共用水域の監視計画
 - (エ) 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図
 - (オ) 跡地利用計画
 - (3) 災害防止のための計画に係る書類であって、次の事項を記載したもの
災害防止計画で次の事項を記載したもの
 - ア 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - イ 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - ウ 火災の発生の防止に関する事項
 - エ その他最終処分場に係る災害防止に関する事項
 - (4) 埋立処分の計画に係る書類
埋立方式、埋立順序、埋立法面の形成、埋立高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年次別埋立処分計画等について記載したもの
 - (5) 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類
事業の概要、産業廃棄物の搬入の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの
- 2 最終処分場の構造を明らかにする設計計算書
- (1) 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立容量の設計書
 - (2) 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）
 - (3) 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
 - (4) 湧水排除の設計計算書
 - (5) 浸出液集排水施設の設計計算書（縦型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書
 - (6) 浸出液調整槽の設計計算書並びに浸出液処理施設の設計計算書及び処理工程図
 - (7) 降雪及び凍結の対策
 - (8) 遮水工

- (9) 土量計算書及び土えん堤の築堤方法
- (10) 砕石、管、シート、ベンチフリウム等の試験結果書
- (11) 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- 3 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 4 最終処分場付近の見取図
- 5 最終処分場の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (1) 事業経歴書
 - (2) 履歴書（法人にあっては、役員全員）
 - (3) 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
- 6 最終処分場の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書
- 11 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- 12 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
- 14 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- 15 法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類
- 16 最終処分場の用地に関する書類等
 - (1) 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - (2) 最終処分場の土地及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（最終処分場の境界を示すこと。）
 - (3) 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類及び最終処分場の土地所有者の誓約書（埋立終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至るまでの間の跡地利用の制限を受けることについて記載したもの）
- 17 同意に関する書類
 - (1) 最終処分場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し
 - (2) 最終処分場に隣接する土地の登記簿の謄本
 - (3) 最終処分場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表

- 及び同意書等の写し
- (4) 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
- (5) 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し
- (6) 地区代表者の同意書等の写し
- (7) 関係市町村長との協定書の写し
- 18 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し

4 最終処分場の変更に係る添付書類

- 1 産業廃棄物処理施設変更許可申請書（押印は不要）及び当該申請書等に係る次の書類等
- (1) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に係る書類等
- ア 産業廃棄物処理施設の位置に関する次の図面
- (ア) 最終処分場の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
- (イ) 事務所の位置図（縮尺25,000分の1から5,000分の1まで）
- (ウ) 設置予定場所の敷地内での最終処分場の配置図
- イ 産業廃棄物処理施設の処理方式を記載した書類
- ウ 産業廃棄物処理施設の構造及び設備に関する次の図面
- (ア) 最終処分場の構造を明らかにする平面図、縦横断面図及び構造図
- (イ) 浸出液調整槽及び浸出液処理施設の平面図、断面図、構造図及び配置図
- (ウ) 浸出液集排水施設及びガス抜き施設の構造図
- (エ) 雨水排水施設の平面図、断面図、構造図及び詳細図
- (オ) 求積図及び切土盛土図
- エ 処理に伴い生ずる排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）を記載した処理系統図
- オ 設計計算上達成することができる放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の一覧表
- カ その他産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項に関する次の図面
管理棟、道路、囲い、門扉、表示板等の構造図及び詳細図
- (2) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る書類等
- ア 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のために達成することとした数値の一覧表
- イ 放流水の水質の測定頻度に関する一覧表
- ウ その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項に関する次の書類等
- (ア) 工事期間中の防災計画で次の事項を記載したもの
騒音、振動、粉じん、土砂崩れ、土砂流出、濁水流出、道路の汚損等の各対策並びにその点検項目及び点検頻度
- (イ) 埋立期間中及び埋立終了後の維持管理計画で次の事項を記載したもの
各施設及び各機器の点検項目、点検頻度及びそのチェックリスト
- (ウ) 産業廃棄物、地下水、浸出液原水、放流水及び公共用水域の監視計画
- (エ) 管理体制系統図及び非常時の緊急連絡系統図

- (オ) 跡地利用計画
- エ 災害防止のための計画に係る書類であって、次の事項を記載したもの
 - (ア) 産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - (イ) 公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項
 - (ウ) 火災の発生の防止に関する事項
 - (エ) その他最終処分場に係る災害防止に関する事項
- オ 埋立処分の計画に係る書類
 - 埋立方式、埋立順序、埋立法面の形成、埋立高さ、埋立処分終了予定年月日、埋立処分の終了後に行う維持管理の内容、年次別埋立処分計画等について記載したもの
- カ 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する書類
 - 事業の概要、産業廃棄物の搬入の手段、その経路及び時間等並びに取り扱う産業廃棄物の種類及び有害物質の有無を記載したもの
- 2 変更後の最終処分場の構造を明らかにする設計計算書
 - (1) 最終処分場の面積、埋立地の面積及び埋立容量の設計書
 - (2) 構造物の安定計算書（転倒、滑動及び沈下について記載したもの）及び法面安定計算書（円弧滑りについて記載したもの）
 - (3) 雨水集排水施設の設計計算書（流域面積、排水路、沈砂池及び遊水池について記載したもの）
 - (4) 湧水排除の設計計算書
 - (5) 浸出液集排水施設の設計計算書（縦型集排水管及びガス抜き施設を含む。）の設計計算書
 - (6) 浸出液調整槽の設計計算書並びに浸出液処理施設の設計計算書及び処理工程図
 - (7) 降雪及び凍結の対策
 - (8) 遮水工
 - (9) 土量計算書及び土えん堤の築堤方法
 - (10) 砕石、管、シート、ベンチフリウム等の試験結果書
 - (11) 特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物及び廃石綿等を除く。）の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類並びに当該分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類
- 3 省令第11条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 4 周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 5 変更後の最終処分場の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (1) 事業経歴書
 - (2) 履歴書（法人にあっては、役員全員）
 - (3) 技術管理者として予定している者の氏名及び経歴を記載した書類並びにその資格を証する書類
- 6 変更後の最終処分場の設置及び維持管理に要する資金の総額及び資金の調達方法並びに事故時の保障対策を記載した書類
- 7 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 8 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 9 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 10 申請者が個人である場合には、住民票の写し及び登記事項証明書
- 11 申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び登記事項証明書
- 12 申請者が法人である場合には、法第14条第5項第2号二に規定する役員の住民票の写し及び登記事項証明書
- 13 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び登記事項証明書又は登記簿の謄本
- 14 申請者に政令第6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し及び登記事項証明書
- 15 法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類
- 16 最終処分場の用地に関する書類等
 - (1) 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有者の一覧表（地目、地番及び面積の記載を含む。）
 - (2) 最終処分場の土地及び搬入道路用地の土地の登記簿の謄本及び公図の写し（最終処分場の境界を示すこと。）
 - (3) 最終処分場の土地及び搬入道路用地の所有権を有しない場合は、使用する権原を証する書類及び最終処分場の土地所有者の誓約書（埋立終了後、最終処分場の設置者と連帯保証責任を負うこと及び閉鎖に至るまでの間の跡地利用の制限を受けるとについて記載したもの）
- 17 同意に関する書類
 - (1) 最終処分場に隣接する土地の所有者の一覧表（地目の記載を含む。）及び同意書等の写し
 - (2) 最終処分場に隣接する土地の登記簿の謄本
 - (3) 最終処分場周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
 - (4) 産業廃棄物の搬入道路周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図等並びに居住者の一覧表及び同意書等の写し
 - (5) 下流域の水利権者、水路管理者等の一覧表及び同意書等の写し
 - (6) 地区代表者の同意書等の写し
 - (7) 関係市町村長との協定書の写し
- 18 関係法令による規制等の有無の一覧表及び関係法令により交付された許可証等の写し
- 19 変更事項対比表

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

設置等予定者

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

郵便番号

電話番号

産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書

福島県産業廃棄物処理指導要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

事業計画の概要	1 設置			2 構造変更			3 規模変更		
事業者の概要	事業	資本金	円	従業員数		人			
	業	現在の主な業務内容							
	者	産業廃棄物関係業務実績概要							
	の	他県の産業廃棄物関係許可取得状況							
	概要	関係法令の違反状況							
施設の概要	別紙のとおり	別紙 1 中間処理施設 ()							
		別紙 2 最終処分場 ()							
担当者の職氏名									

中間処理施設概要書

設置場所					
中間処理施設概要	産業廃棄物名				
	施設の種類				
	処理方式				
	処理能力	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時
	稼働時間				
公害防止の概要	大気汚染防止対策				
	水質汚濁防止対策				
	地下水汚染防止対策				
	飛散流出防止対策				
	悪臭防止対策				
	騒音・振動防止対策				
放流水	水量	水質			放流公共水域の名称
	m ³ /日	BOD	mg/l、その他()		
保管施設概要	産業廃棄物名				
	保管施設面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	保管容量	m ³	m ³	m ³	m ³
	保管方法				
中間処理後の物の概要	種類名				
	発生量	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時	t(m ³)/時
	処分方法(有価物にあっては利用方法)				
	処分を委託する場合には委託先(有価物にあっては売却先)の住所・氏名				

中間処理施設への道路状況 (計画地 m周辺)											
処理する産業廃棄物の県内外の割合		県内				%	県外			%	
施設の従業員予定数					人	地元雇用予定数					人
中間処理施設に係る土地の概要	地番	面積	地目	現況	土地所有者の住所及び氏名		所有地・借地の別				
		m ²									
		m ²									
		m ²									
		m ²									
		m ²									
		m ²									
隣接地	地番	現況	土地所有者の住所及び氏名								
周辺居住者等との調整状況		別紙3のとおり									

(別紙2)

最終処分場概要書

設置場所						
全体の処理能力		処分場面積	埋立地面積	埋立地容積		
		m ²	m ²	m ³		
内 訳		埋立期間	埋立地面積	埋立地容積		
	第1期	年月～年月	m ²	m ³		
	第2期	年月～年月	m ²	m ³		
	第3期	年月～年月	m ²	m ³		
埋め立てる産業廃棄物の種類						
埋立て方式の概要						
処分場の構造・公害防止の概要	囲いの構造		保安距離			
	周囲からの地表水の流入防止措置					
	産業廃棄物の流出防止用擁壁等の措置					
	水質監視用井戸の数					
	水質汚濁防止対策					
	地下水汚染防止対策					
	悪臭防止対策					
	衛生害虫対策					
	火災発生防止対策					
通気対策						
放流水	水量	水質		放流公共水域の名称		
	m ³ /日	BOD	mg/l、その他()			
主要設備の概要		ブルドガー	台	バックホ	台	その他()台

処分場計画地の地形		1 くぼ地 6 低湿地	2 平たん地 7 その他 (3 傾斜地	4 山間地)	5 台地
処分場への道路状況 (計画地 m周辺)						
処理する産業廃棄物の県内外の割合		県内	%		県外	%
施設の従業員予定数		人		地元雇用予定数		人
最終処分場に 係る土地の 概要	地番	面積	地目	現況	土地所有者の 住所及び氏名	所有地・借地の別
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
		m ²				
隣 接 地	地番	現況	土地所有者の住所及び氏名			
周辺居住者等との調整状況		別紙3のとおり				
跡地利用計画						

(別紙3)

産業廃棄物処理施設等設置等に係る地元住民等との調整状況調査

状況項目	調査状況
隣接する土地の所有者との調整	1 隣接する土地の所有者 ()人 2 同意者数 ()人 3 不同意者数 ()人 4 不同意の理由 ()人
周辺居住者等との調整	1 地元説明会(有・無)開催状況 2 同意取得状況 (1) 範囲等(同意取得の範囲) 処理施設等の敷地境界からの距離 ()m 世帯数等 ()世帯 ()人 (2) 同意者数 ()世帯 ()人 (3) 不同意者数 ()世帯 ()人 (4) 不同意の理由 3 地区代表者との調整 同意取得の有無(有・無) 地区代表者の住所氏名()
搬入道路周辺の居住者との調整	1 同意取得の範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 ()m 搬入道路の道路敷境界からの距離 ()m 世帯数等 ()世帯 ()人 2 同意者数 ()世帯 ()人 3 不同意者数 ()世帯 ()人 4 不同意の理由
下流域の水利権者との調整	1 同意取得範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 ()m 2 同意者数 団体の場合 ()団体 個人の場合 ()世帯 ()人 3 不同意者数 団体の場合 ()団体 個人の場合 ()世帯 ()人 4 不同意の理由
水路管理者との調整	同意取得の取得(有・無) 水路管理者の住所及び氏名

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

福島県 地方振興局長 印

産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書について（照会）

このことについて、下記の者から別添のとおり事業計画書が提出されましたので、御
検討の上 年 月 日までに回答くださるようお願いいたします。

記

1 設置予定者 住所

氏名

2 照会事項

- (1) 土地利用計画との整合性について
- (2) 周辺環境への影響の有無について
- (3) 地元住民等との調整状況について
- (4) 関係法令等との整合性について

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

福島県 地方振興局長

市町村長 印

産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのことについて

下記のとおり回答します。

記

1 土地利用計画との整合性について

2 周辺環境への影響の有無について

(1) 有 無

(2) 具体的な問題点

3 地元住民等との調整状況について

4 関係法令等との整合性について

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所
協議者
氏 名 印
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

産業廃棄物処理施設等設置（変更）事前協議書

産業廃棄物処理施設等設置（変更）の事前協議を受けたいので、福島県産業廃棄物
処理指導要綱 第10条第1項 の規定により、次のとおり提出します。
第10条の2第3項

産業廃棄物処理施設等の使用区分	1 事業者用（事業場敷地内に設置）
	2 事業者用（事業場敷以外の場所に設置）
	3 営業用
産業廃棄物処理施設等の種類	1 産業廃棄物処理施設 ()
	2 産業廃棄物指定処理施設 ()
変更協議の場合	変更前
	変更後

記入上の注意

- 1 該当する番号に を付すること。
- 2 産業廃棄物処理施設等の種類の欄の（ ）内には、具体的な施設の名称を記入すること。

福島県 地方振興局長

請負者 住 所
 氏 名 印
 （ 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 ）

郵便番号		電話番号	
------	--	------	--

土木建築工事実施（変更）届出書

福島県産業廃棄物処理指導要綱第14条第 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 工事の概要

工 事 名		
施 工 箇 所		
工 事 の 規 模		1 土木工事にあつては産業廃棄物の発生量 (m^3)
		2 建築工事にあつては除却床面積の合計 (m^2)
発注者	名称又は氏名	
	担当者の所属 氏名及び連絡先	
契 約 工 期		年 月 日 ~ 年 月 日
請負者	現場代理人の 所属、氏名及 び連絡先	
現地事務所	住 所 称	〒
	担当者職氏名 電 話 番 号	

2 下請業者等の住所・氏名・連絡先及び下請業務の内容

住 所	会社名・連絡先	下請業務の内容	備 考

記入上の注意

- 1 廃棄物の処理を委託する会社も記載すること。
- 2 再下請業者の場合には、備考欄に下請業者名を記載すること。

3 産業廃棄物の種類、排出量及び処理方法

廃棄物の種類	廃棄物の内容	排 出 量	処 理 方 法
がれき類	セメントコンクリート破片 アスファルトコンクリート破片 その他 ()		
建設木くず	解体に伴う木くず		
廃プラスチック類	廃合成樹脂建材 その他 ()		
金属くず	鉄骨、鉄筋くず その他 ()		
ガラスくず及び 陶磁器くず			
汚泥			
その他			

添付書類

- 1 施工箇所の位置図及び見取り図（住宅地図等）
- 2 工事工程表（産業廃棄物が発生する工事に係るもの）
- 3 変更届の場合は、変更事項対比表

記入上の注意

- 1 排出量は工事期間の全排出量とすること。（ m^3 等の単位を記載すること。）
- 2 処理方法の欄には処理される場所、内容及び処理を行う者等が分かるように記載すること。

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

届出者

氏 名

印

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

郵便番号

電話番号

産業廃棄物最終処分場埋立法面^{のりめん}造成工事終了報告書

産業廃棄物最終処分場の埋立法面^{のりめん}の造成工事が終了したので、福島県産業廃棄物処理指導要綱第17条第1項の規定により、次のとおり報告します。

施 設 の 名 称	
最終処分場の種類	
設 置 場 所	
許可(受理)番号・ 年月日	第 号 年 月 日
工事終了年月日	年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

産業廃棄物処理施設等事故発生報告書

産業廃棄物処理施設等に事故が発生したので、福島県産業廃棄物処理指導要綱第19条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業者又は処理業者の名称	
事業場又は処理場の所在地	
産業廃棄物処理施設等の種類	
産業廃棄物処理施設等の設置箇所	
排出先の公共用水域の名称	
事故発生年月日	年 月 日 午前 時 分 午後
事故の原因及び状況	
応急措置の方法	
復旧工事の方法	
復旧工事完了予定年月日	

備考 この報告書には、事故発生の場所及び事故の影響範囲等が分かる図面などを添付すること。

年 月 日

福島県 地方振興局長

住 所

氏 名

印

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

産業廃棄物処理施設等事故復旧完了報告書

年 月 日届出の事故について、次のとおり復旧工事が完了しましたので、
福島県産業廃棄物処理指導要綱第19条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業者又は処理業者 の名称	
事業場又は処理場の 所在地	
産業廃棄物処理施設 等の種類	
事故発生年月日	年 月 日 午前 時 分 午後
復旧工事完了の年月 日	年 月 日 午前 時 分 午後

備考 この報告書には、事故復旧措置の内容を記載した書類を添付すること。

産業廃棄物処理施設設置に関する事前協議のフロー



